

■議案第85号 町営土地改良事業の変更について

【要旨】

町営土地改良事業（十和中部地区中山間地域総合整備事業（区画整理））について、計画に変更が生じたため土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

【主な変更理由】

事業量

現場が急峻で農地が僅かしか残らない、計画田面高に不満があるなど事業辞退の申し出があり、受益面積を変更したい。

A=54.2ha → A=50.6ha